

○法務省令第二十四号

法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第十九条第二項及び不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第九条(他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月三日

法務大臣 南野知恵子

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(平成十三年法務省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(平成十三年法務省令第十二号)の一部を次のように改正する。

別表大分地方法務局の部佐伯支局の款同支局の項中、「佐伯市」を「佐伯市」に改める。

第二条 登記事務委任規則(昭和二十四年法務省令第十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第四項を次のように改める。

4 大分地方法務局佐伯支局管内大分県佐伯市宇目に属する地域内の登記事務(商業登記の事務を除く。)は、大分地方法務局三重出張所に取り扱われる。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省、厚生労働省、令第一号

○農林水産省、経済産業省、令第一号

この省令は、公布の日から施行する。不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第二百二十四号)の施行に伴い、並びに小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第五十五号)第四条第二項及び第六条第三項の規定に基づき、小売商業調整特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月三日

財務大臣 谷垣 禎一

厚生労働大臣 尾辻 秀久
農林水産大臣 島村 宣伸
経済産業大臣 中川 昭一

小売商業調整特別措置法施行規則の一部を改正する省令

小売商業調整特別措置法施行規則(昭和三十四年大蔵省、厚生省、令第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号及び第六条第二項第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附則

この省令は、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

○財務省、厚生労働省、令第一号

○農林水産省、経済産業省、令第一号

不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第二百二十四号)の施行に伴い、及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成十七年法律第一百二十号)第十五条第二項の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月三日

財務大臣 谷垣 禎一

厚生労働大臣 尾辻 秀久
農林水産大臣 島村 宣伸
経済産業大臣 中川 昭一

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成十七年大蔵省、厚生省、令第一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二号イ中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第一(裏面)及び様式第二(裏面)中「罫線」を「罫線」に改める。

附則

この省令は、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

○財務省令第一号

経済産業省令第一号

不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第二百二十四号)の施行に伴い、及び電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律(平成十五年法律第九十二号)を実施するため、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律附則第二十条第二項に規定する指定会社に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月三日

財務大臣 谷垣 禎一

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律附則第二十条第二項に規定する指定会社に関する省令の一部を改正する省令

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律附則第二十条第二項に規定する指定会社に関する省令(平成十五年財務省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附則

この省令は、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

○文部科学省令第二号

不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第二百二十四号)及び船舶登記令(平成十七年政令第十一号)の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、不動産登記法等の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成十七年三月三日

文部科学大臣 中山 成彬

不動産登記法等の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令

(学校教育法施行規則等の一部改正)

一 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第七十一条の五第二項第一号

二 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則(昭和三十九年文部省令第二号)第七條第二項第二号

三 指定試験機関及び指定登録機関に関する規則(昭和五十八年総理府令第四十四号)第三条第二項第一号

四 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則(昭和六十一年文部省令第三十五号)第十七条第二項第一号

五 スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則(平成十年文部省令第三十九号)第二十一条第二項第二号

六 文部科学大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(平成十二年総理府令第四号)第三条第一項及び第十四条第一項(文部科学省著作教科書出版資格審査申請規則の一部改正)

第二条 文部科学省著作教科書出版資格審査申請規則(昭和二十四年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二第五号を次のように改める。

五 登記事項証明書

(私立学校法施行規則の一部改正)

第三条 私立学校法施行規則(昭和二十五年文部省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「登記簿の謄本又はその登記した事項に係る抄本」を「登記事項証明書」に改める。

(試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部改正)

第四条 次に掲げる省令の規定中、登記簿の抄本を「登記事項証明書」に改める。

一 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和二十二年総理府令第八十三号)第一条の三第二項第十一号、第五号第二項第二号及び第十五条の四第二項第十号

二 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)第二条第二項第一号

三 国際規制物質の使用等に関する規則(昭和三十六年総理府令第五十号)第四条の四第二項第一号及び第四条の九第一項第一号

四 指定機構確認機関等に関する規則(昭和十五年総理府令第六十一号)第三条第二項第一号、第二十七條第二項第一号及び第三十六条第二項第一号